

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
うち県負担額	70,000	63,500	63,500	63,500	63,500
うち国負担額	20,000	26,500	26,500	26,500	26,500
事業費	453,884	444,288	446,070	442,573	443,950

(補助金の目的)

大和平野土地改良事業により造成された施設(幹線水路等)は高い公共性を有し、その管理が広範・多岐にわたることから、適正な維持管理及び円滑な通水管理を行うため、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

大和平野土地改良事業により造成された施設(幹線水路等)の管理委託先である大和平野土地改良区に対して補助を行う。

補助金額は要綱において「管理に要する経費について、予算の範囲内で、当該費用の100分の50以内」と定めており、「国営十津川・紀の川土地改良事業及び国営大和平野土地改良事業に関する協定書」に従い管理に要する経費に対して2分の1を乗じて補助金額を算定している。

なお、要綱の「管理に要する経費」とは、『土地改良区の経理区分における「2款1項 事務費」の人工費と「3款2項 管理事業費」の合計額』(以下21.において「土地改良区経理額」という。)から、「他団体の負担部分及び県が管理に要する経費と認めない経費」(以下21.において「除外経費」という。)を控除した額である。関係をまとめると次のとおりである。

<管理に要する経費の概念>

「管理に要する経費」＝「土地改良区経理額」－「除外経費」

(補助金交付先の概要)

大和平野土地改良区は、土地改良法に基づき、設立、運営されている法人であり、かんがい排水施設の新設、維持管理等及び国や奈良県造成施設の維持管理を行っている。区域は8市12町1村に亘り、大和平野水田面積13,000haの内約56%の7,269haを内包し、組合員数は22,000人を超えている。

(2)意見

① 補助金額算定の明確化及び経費集計の効率化について

上記概要に記載のとおり補助金額の算定に際して、除外経費が控除される。県によると、除外経費は人工費の75%相当額や退職給与金等でありその対象

範囲は毎年、同様の扱いであるとのことである。ところが除外経費について具体的な基準を明確にした文書がない。

除外経費についてその考え方とともに具体的な基準を明文化する必要がある。また土地改良区は、除外経費を会計帳簿の摘要欄の記載項目を手がかりに集計している。

県は土地改良区に対して、除外経費の集計間違いの防止、作業の簡便化のために、除外経費を別科目とするように指導する必要がある。

② 補助対象経費の最終確定値の確認及び修正について

奈良県は補助金交付にあたって、要綱に従い大和平野土地改良区から管理計画成績書と補助関連部分のみの収支精算書の提出を受け、検査している。しかし、県の補助金交付と大和平野土地改良区の決算処理タミソングの関係上、提出されるのは最終確定前の収支精算書となっている。

県に管理に要する経費の最終確定値の調査を依頼したところ、結果は次のとおりであった。

<土地改良区経理額・管理に要する経費・補助金額> (単位：千円)

	平成14年度	土地改良区経理額	管理に要する経費	補助金額
当初予算		446,070	180,000	90,000
収支精算書		442,573	191,562	90,000
最終確定値		444,367	195,111	90,000

(A) 最終確定値の確認方法について

管理に要する経費の最終確定値が予算額を超過している場合は、予算額から算定された補助金額を上限としているため、最終確定値の確認漏れは補助金額の算定上は問題とならない。一方、最終確定値が予算額を下回った場合は、補助金額が過大となり土地改良区に差額分の返還を求めなければならない。

そのため土地改良区からは収支精算書提出後の修正は出納閉鎖期間内に県へ連絡しており、県は補助金の返還が生じないことの確認は行っているとのことである。しかし、県は文書では修正をした旨及び最終確定値の報告を受けていない。

補助金交付の前提である補助対象経費の正確な金額を確認するために、管理に要する経費の最終確定値について文書で報告を受ける必要がある。

(B) 収支精算書提出後の修正について

収支精算書と最終確定値との差額の原因を検討したところ、収支精算書では補助対象である管理に要する経費としながら収支精算書提出後の修正において、補助対象外の経費に変更している支出があった。調査を依頼したところ、土地改良区は収支精算書提出後の決算手続において、補助金額の算定に影響する金額ではないとして、毎年収支精算書提出後に同様の修正を行っていたとのことである。これらの修正は決算手続で行うのでなく精算書提出前に行うように指導することが望ましい。

22. 大和平野土地改良区運営費補助金 (表番号 65)

(1) 補助金の概要

交付先： 大和平野土地改良区	所管部署： 耕地課
開始年度： 昭和30年度	
根拠規程： 奈良県土地改良団体運営費補助金交付要綱	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	2,500	2,500	2,500	2,500	2,350
うち県負担額	2,500	2,500	2,500	2,500	2,350
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	20,191	27,055	22,170	19,808	22,010

(補助金の目的)

国営又は県営土地改良事業等の推進団体の健全な運営を図るため、推進団体の職員の旅費や組合員からの課金徴収にかかる費用など、組織運営に要する経費に対して補助金を交付する。

(補助事業の概要)

現在は大和平野土地改良区に対してのみ補助をしている。
補助金額は要綱において「団体の運営に要する経費」を補助対象にする旨定められており、数年来2,500千円で補助額は固定していた。

(2) 意見

① 補助対象経費の最終確定値の確認方法について
奈良県は要綱に従い大和平野土地改良区から運営実施報告書と運営経費の補助関連部分のみの収支精算書の提出を受け、検査している。しかし、県の

補助金交付と大和平野土地改良区の決算処理タイミングの関係上、提出されるのは最終確定前の収支精算書となっている。
県に補助対象経費の最終確定値の調査を依頼したところ、結果は次のとおりであった。

	平成13年度	平成14年度
当初予算額	26,230	22,170
収支精算書(県へ報告)(A)	27,055	19,808
最終確定値(B)	25,259	19,406
差額(B-A)	△1,796	△402

(単位：千円)

土地改良区からは収支精算書提出後の修正はその都度、県へ連絡しているとのことであるが、県は文書では修正をした旨及び最終確定値の報告を受けていない。

前掲21.(2)②(A)最終確定値の確認方法についても記載したが、補助金交付の前提である補助対象経費の正確な金額を確認するために、管理に要する経費の最終確定値について文書で報告を受ける必要がある。

23. 森林組合活性化事業補助金 (表番号 29)

(1) 補助金の概要

交付先： 市町村及び奈良県森林組合連合会	所管部署： 林政課
(平成14年度：奈良市ほか22市町村及び奈良県森林組合連合会)	
開始年度： 昭和59年度	
根拠規程： 奈良県森林組合活性化事業補助金交付要綱	
奈良県森林組合活性化事業実施要領	

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	180,000	164,700	145,000	145,000	
うち県負担額	180,000	164,700	145,000	145,000	
うち国負担額	—	—	—	—	
事業費	554,712	488,111	423,577	442,693	

(補助金の目的)

森林組合の活性化を促進するため、次の事業費について補助する。

補助事業者	補助対象事業費
市町村	当該区域内の森林組合の行う奈良県森林組合活性化事業に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費
奈良県森林組合連合会	奈良県森林組合活性化事業

(補助事業の概要)

補助対象事業は、奈良県森林組合活性化事業実施要領第3に規定する①作業道開設事業、②作業道舗装事業、③作業道改良事業、④間伐材生産促進事業、⑤高性能林業機械導入促進事業とする。

補助対象事業者及び補助金額算定根拠については、次のとおりである。

事業	補助対象事業者	補助金額
①	市町村	経費の2分の1以内の額
②	市町村	経費の2分の1以内の額
③	市町村	経費の2分の1以内の額
④	奈良県森林組合連合会	経費の100分の15以内の額
⑤	市町村	経費の2分の1以内の額
	奈良県森林組合連合会	

(2) 意見

① 事業の実施確認方法

補助事業完了後の完了検査について、要綱第13において「現地検査又は書類検査を行うものとする。」と規定している。

しかし、実際には、事業完了検査使命書が検査員(奈良県職員)により作成され、事業内容(作業道路名称、事業費、補助金額、工期等)及び検査結果(適正と認められます、等の文言)の記載があるが、作業道が開設等された状況を明確に証明するものがない。

当補助金は作業道関係や、間伐材生産など、事業の実施状況が目視により把握しやすい事業への補助である。フォレストコミュニケーション総合整備事業補助金等では写真撮影による報告を義務付けている。当補助金も同様に写真撮影による報告等を要綱上で義務付けることが望まれる。

24. 林業労働者退職金共済制度推進事業補助金(表番号32)

(1) 補助金の概要

交付先:	市町村(平成14年度榛原町ほか15町村)	所管部署:	林政課
開始年度:	昭和42年度		

根拠規程: 林業労働者退職金共済制度推進事業費補助金交付要綱

林業労働者退職金共済制度推進事業実施要領

(単位: 千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	21, 814	19, 546	21, 122	17, 510	18, 211
うち県負担額	21, 814	19, 546	21, 122	17, 510	18, 211
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	145, 428	130, 310	140, 808	116, 736	121, 404

(補助金の目的)

林業労働者の退職金の改善を推進し、その福祉の向上を図り、もって、林業労働力の確保安定化に資するため、森林組合等が中小企業退職金共済法の退職金共済契約により納付する共済掛金に要する経費を市町村が補助する場合に、当該事業に要する市町村の経費について、補助する。

(補助事業の概要)

補助金の交付の対象となる事業は、林業労働者退職金共済制度推進事業である。

補助金額は市町村が共済掛金の100分の30以上を補助する場合の当該補助に要する経費に対し、2分の1以内の額(共済掛金額の100分の15を限度とする)である。

(2) 意見

① 林業労働者名簿の入手時期

奈良県は要綱第9に規定する事業成績書付表(第6号様式)を各市町村から提出を受けることにより林業労働者退職金共済制度加入者を把握している。

一方、事業成績書とは別に、要領では林業労働者退職金共済制度加入者の毎年3月末時点の状況を把握し、「林業労働者調査表」を調整、知事への報告求めている。しかし、平成14年度は9月まで提出が完了しなかった。

現実的に、3月末日の状況について同日提出は不可能であるが、状況把握という目的からではできるだけ早く入手することが必要であるため、例えば年度末から1カ月以内に提出を求める等に変更し、期限内に回収することが望まれる。

② 検査方法

奈良県は各市町村から提出される収支精算書により、各市町村から各森林

組合への補助状況を確認している。また、前述のとおり、事業成績書付表により共済制度加入者数（補助対象者数）を把握している。しかし、各市町村から報告されている共済制度加入者数が正しい人数であるかについて確かめるように市町村へ指示していることであるが、森林組合への検査状況については確認していない。

補助金交付の適正性確保のため、奈良県において所定の確認書を作成し、市町村にその確認書の記入を求め、回収する等の方法を採用することが望まれる。確認書の内容は、例えば、「森林組合が共済組合へ支出した共済掛金支払明細と市町村への報告書との整合性を確認しているか」、「市町村による加入者数確認方法」等が考えられる。

③ 補助金の効果測定について
奈良県は当該補助金の効果測定のために、加入者数の把握を行っている。ただし加入者数そのものは林業従事者の高齢化ほかの事情もあり減少傾向が続いており、補助金の効果測定指標として妥当なものかどうか疑問がある。補助の効果としては、奈良県林業従事者総数に対する林業労働者退職金共済制度加入者数割合の推移が一つの目安と考えられるが、奈良県では現在、当該加入者数割合の算定の分母となる数値の集計方法について検討中のことである。

奈良県林業従事者総数は現在、5年に1度の国勢調査^(注)等から把握可能であるが、さらに、今後は、市町村の協力により最新の林業従事者総数を把握・集計することで加入者数割合を算定し、補助金の効果を測定する必要がある。

(注)国勢調査における林業従事者数とは、一定の調査期間中に主に林業に従事していた者の人数である。

25. 奈良県森林組合連合会に対する補助金（表番号 27、29、67 から 69）

(1) 奈良県森林組合連合会の概況

① 奈良県森林組合連合会の目的

奈良県森林組合連合会（以下 25. において「県森連」という。）は森林組合法を根拠法律として設立されている。会員が協働してその事業の進行を図り、もってこの県森連を直接又は間接に構成する者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。実施部門の区分及び各々の部門で実施している事業は次のとおりである。

指導部門	林材まつり、森林組合合併会議の開催、森林組合監査事業、林業機械化推進センターにおける研修事業等
販売部門	木材センターでの丸樫加工品とウッドブロック等の販売
購買部門	苗木・松くい虫予防駆除薬剤・林業用資材等の購入と販売
利用部門	森林造成事業（赤田山遊びの森整備事業、生駒山麓公園内里山整備事業等の受注）、利用事業（乗用モノレール設置事業、線下補償料取扱）、福利厚生事業（森林国営保険取扱）
金融部門	林業改善資金貸付、森林組合振興対策事業資金貸付、林業経営高度化資金貸付
間伐材販売部門	抗丸太、支柱、足場丸太等の販売

② 奈良県の県森連に対する補助金
平成 14 年度における奈良県から県森連に対する補助金（すべて県単独補助）は次のとおりである。

(単位：千円)

表番号	補助金制度名	摘要	平成 14 年度実績
27	林業機械化推進センター 管理運営事業補助金		15,583
29	森林組合活性化事業補助 金		4,095
67	林材まつり開催事業補助 金		2,600
68	広域森林組合体制支援事 業補助金	平成 16 年度から 廃止予定	300
69	奈良県森林組合連合会育 成補助金		3,800

(2) 県森連に対する補助金全体に対する意見

① 検査の記録保管

奈良県は県森連から提出される実績報告書類（例 奈良県森林組合連合会育成補助金の場合では事業完了実績報告書と収支決算書）により、事業の支出内容を把握している。この実績報告書類の妥当性について、奈良県は年 1 回、決算後に県森連に行き、実際に帳簿閲覧等により確かめ、広域森林組合体制支援事業補助金及び奈良県森林組合連合会育成補助金については事業完了検査復命書が作成されている。しかし、事業完了検査復命書上で、補助概要と検査結果が「良好（奈良県森林組合連合会育成補助金については適正）と認める。」との記載があるが、どのような検査を実施したのか、その検査内容についての記録がない。同様に林材まつり開催事業補助金については補助金検査復命書が作成され「合格と認める。」との記録があるのみで、その検査内容についての記録がない。

客観的に奈良県として補助金の妥当性を検査したことを証明するためにも、

事業完了検査復命書上で検査方法の記録を残しておく必要があると考える。
また、林業機械化推進センター管理運営事業補助金については、検査内容についての記録がない。上記の補助金と同様に、客観的に奈良県として補助金の妥当性を検査したことを証明するためにも、検査方法の記録を残しておく必要があると考える。

② 奈良県の検査体制

(A) 決算書と補助金実績報告書類との相互チェック

県森連では部門別損益計算書を作成し、通常総会（毎年5月に開催）において情報開示している。しかし、奈良県から受ける補助金を計上する部門は森林組合活性化事業補助金を除いて全て「指導部門」である。当該部門の損益状況は次のとおりであり、各補助金収益と対応する費用の把握ができない。奈良県において、後日、決算確定後の時点で決算書と補助金の実績報告書類との相互チェックを実施することが必要である。

【指導部門事業収益・費用】

(単位：千円)

費用	金額	収益	金額
指導費	1,665	収入	2,769
事業指導費	4,373	指導補助金(奈良県森林組合連合会育成補助金)	2,890
監査費	75	指導補助金(広域森林組合体制支援事業補助金及び	3,800
研修費	48,947	研修補助金(全国森林組合連合会からの補助金)	3,220
		研修補助金(林業機械化推進センター管理運営事業	30
		補助金が含まれている。)	40,318
損益	△2,023		

(B) 補助金と補助対応経費の表の作成指導

県森連では奈良県森林組合連合会育成補助金の受入収入を損益計算書上で事業収益として計上している。しかし、補助対応経費は1) 会議費、2) 会議に伴う旅費交通費、3) 指導部門事業の中の指導費、4) 利用部門事業の中の利用雑費であることである。したがって3) 指導費のみが、収益と費用が対応して計上されており、1) 会議費(事業管理費の一部)、2) 旅費交通費(事業管理費の一部)及び4) 利用部門事業費(事業収益)と費用(事業管理費、利用部門事業費)の対応状況が把握しにくい。検査しやすいための管理資料として、補助金と補助対応経費の表を作成するよう、奈良県は指導することが望ましい。

(C) 奈良県の県森連に対する検査

現在、奈良県は年1回、決算後に県森連に行き、実際に帳簿閲覧等により確かめていることであるが、運営費補助(奈良県森林組合連合会育成補助金)を行っている以上、補助金実績報告書とおりの支出がなされているかについてはのみではなく、県森連で補助金が効率的に使用されているかについても確かめることが望ましい。県森連に対する帳簿閲覧、証憑突合作業等の検査体制をさらに整備し、県森連へ指導する必要がある。

例えば、毎年、県森連の税引後当期利益額は工事契約の受注増減により大幅に増減し、平成14年度については利用部門において36百万円の事業利益減であったため税引後当期利益はマイナスとなったが、それに対して事業管理費は減少していない。事業管理費が減少するよう、奈良県は県森連を指導する必要がある。

○表番号52 データ資源増殖促進事業補助金 【A-1】3.に記載

【E 補助金の実績報告書の改善及び効果測定に関する意見】

26. 広域森林組合体制支援事業補助金(表番号68)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良県森林組合連合会	所管部署:	林政課
開始年度:	平成9年度	根拠規程:	森林組合合併推進事業補助金交付要綱
			森林組合合併推進事業実施要領

(単位：千円)

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	600	600	300	300	120
うち県負担額	600	600	300	300	120
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	1,200	1,200	600	600	240

(注) 奈良県森林組合連合会に対する補助金額のみを記載している。

(補助金の目的)

森林組合の広域合併の促進を通じて森林組合の経営基盤の強化を図るため、市町村、森林組合及び奈良県森林組合連合会(以下26.において「県森連」という。)に対し、森林組合合併推進事業に要する経費について、補助金を交

付する。

(補助事業の概要)

補助対象事業とされている事業は森林組合合併推進事業である。うち、「広域組合経営強化指導事業」が、県森連に対する補助であり、補助割合は補助対象経費の2分の1である。

平成14年度の当事業の補助金は県森連以外には室生村森林組合(事業主体は室生村森林組合であるが、宇陀郡6組合の合併推進を対象)のみに補助(森林組合広域合併推進事業に関して補助)している。

(2)意見

① 事業成績書

完了実績報告時には、要綱第9に従い、実績報告書及びその添付資料として、事業成績書、収支精算書の提出を受けている。事業成績書における事業内容の記載については、「広域合併予定組合の個別指導及び検討会議の開催、また、経営コンサルタントを派遣し、指導を行った。」とあるが、具体的にいつ、どのような形態で個別指導や検討会議を行ったのか、また、指導及び会議を実施したことどのように合併へ向けて進展したのか等の詳細な記載がされていない。

事業成績書に明確に実施した内容と成果を記載することが望まれる。ただし、奈良県担当者は合併検討会議にはほぼ全回参加していることとあり、その開催状況は、別途把握していることとある。代替方法により把握しているのであれば、担当者が実績報告書にその内容と成果についてのコメントを記入する必要があった。

27. フォレストコミュニティ総合整備事業補助金 (表番号 37)

(1)補助金の概要

交付先:	市町村、森林組合又は奈良県森林組合連合会 (平成14年度合計25件)	
開始年度:	昭和56年度	所管部署: 林業基盤課
振替規程:	奈良県林道事業補助金交付要綱 森林居住環境整備事業実施要綱(国の要綱)	

	平成12年度 (決算)	平成13年度 (決算)	平成14年度 (当初予算)	平成14年度 (決算)	平成15年度 (当初予算)
補助金額	432,071	405,589	388,340	445,709	417,628

(単位:千円)

うち県負担額	100,109	97,822	95,162	110,459	103,120
うち国負担額	331,962	307,767	293,178	335,250	314,508
事業費	629,700	582,900	555,000	633,000	594,000

(補助金の目的)

当補助金は林道事業補助金の一部である。林道事業補助金は民有林を開発し、林業の振興を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

補助事業は、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道の整備や林業施設の基盤整備、山村地域の活性化、林業就業者の定住の促進等を図るための生活環境の改善及び都市と山村の交流促進のための施設の整備、居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれあい等に配慮した森林整備等を行う事業である。

補助対象経費は市町村、森林組合又は森林組合連合会がフォレストコミュニティ総合整備事業を事業内容に応じて実施するのに要する経費である。

補助金額は事業内容や事業者により(注)異なるが、事業費の100分の45以内から100分の90以内である。

(注)「事業者により」とは、市町村、森林組合又は森林組合連合会により補助率が異なっているという意味である。

(2)意見

① 事業成績書における経済効果の把握

事業完了後に提出を受ける事業成績書においては、事業内容のほかに開発対象林の㎡や経済効果(年間搬出見込の㎡)の記載を求めているが、平成14年度の補助対象事業者(川上村、上北山村、西吉野村)全てにおいて、「経済効果(年間搬出見込の㎡)」への記載がない。補助を行う以上、その効果があったのか重要な点であるが、試算値の記入が空欄であるため、その把握ができない。これに対して、近年の補助事業として除間伐が主であるが、搬出経費に比べ木材価格が低迷していることから間伐材は搬出するより現場に切り捨てられる例がほとんどであり、搬出見込を記入することが困難であるためとの説明があった。

しかし、この「経済効果(年間搬出見込の㎡)」の欄は補助による効果の把握をするための欄であり、搬出量を把握することを直接的な目的にしていないと考えられる。年間搬出見込量がなくとも、補助により、森林間伐が促進され森林(木材)の販売価値が向上した等の効果を得たのであれば、その旨を集計できるよう、奈良県は指導し、記載させることが望ましい。

28. 林道改築事業補助金 (表番号 34)

(1) 補助金の概要

交付先:	市町村 (平成 14 年度: 野迫川村)	所管部署:	林業基盤課
開始年度:	昭和 48 年度	根拠規程:	奈良県林道事業補助金交付要綱

(単位: 千円)

	平成 12 年度 (決算)	平成 13 年度 (決算)	平成 14 年度 (当初予算)	平成 14 年度 (決算)	平成 15 年度 (当初予算)
補助金額	36,112	36,112	36,112	36,112	50,775
うち県負担額	12,037	12,037	12,037	12,037	16,925
うち国負担額	24,075	24,075	24,075	24,075	33,850
事業費	50,000	50,000	50,000	50,000	70,000

(補助金の目的)

当補助金は林道事業補助金の一部である。林道事業補助金は民有林を開発し、林業の振興を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

補助対象事業は林道改築事業であり、地域森林計画に記載された既設の林道である自動車道でその機能が十分發揮されていないものを全線にわたって改築する事業である。補助対象経費は市町村、森林組合又は森林組合連合会が林道の区分に応じて林道改築事業を行うのに要する経費であり、事業費の 100 分の 65 以内 (ただし、過疎地域は 100 分の 75 以内、平成 14 年度以降の新規採択分については 100 分の 70 以内) が補助金額と算定される。

(2) 意見

① 事業成績書における経済効果の把握

前掲「27. フォレストコミュニティ総合整備事業補助金 (2) ①」と同じ。

29. 林道環境保全事業補助金 (表番号 35)

(1) 補助金の概要

交付先:	市町村 (平成 14 年度: 黒滝村ほか 11 件)	所管部署:	林業基盤課
開始年度:	昭和 48 年度	根拠規程:	奈良県林道事業補助金交付要綱

(単位: 千円)

	平成 12 年度 (決算)	平成 13 年度 (決算)	平成 14 年度 (当初予算)	平成 14 年度 (決算)	平成 15 年度 (当初予算)
補助金額	1,000	1,000	900	900	855
うち県負担額	1,000	1,000	900	900	855
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	3,490	3,465	1,800	3,287	1,710

	平成 12 年度 (決算)	平成 13 年度 (決算)	平成 14 年度 (当初予算)	平成 14 年度 (決算)	平成 15 年度 (当初予算)
補助金額	30,960	46,372	90,767	116,451	100,217
うち県負担額	10,320	15,457	30,255	38,817	28,633
うち国負担額	20,640	30,915	60,511	77,634	71,584
事業費	43,000	64,900	126,000	161,100	149,000

(補助金の目的)

当補助金は林道事業補助金の一部である。林道事業補助金は民有林を開発し、林業の振興を図ることを目的とする。

(補助事業の概要)

補助対象事業は林道環境保全事業であり、地域森林計画に記載された既設の林道のうち、開設後の自然条件等により環境保全が必要である自動車道について、山留工、編柵、法面整形、緑化工等を行う事業である。補助対象経費は市町村、森林組合又は森林組合連合会が林道の区分に応じて林道環境保全事業を行うのに要する経費であり、補助金額は次のとおり区分で算定される。

幹線林道	事業費の 70/100 以内 (過疎地域は 75/100 以内)
その他の林道	事業費の 50/100 以内 (過疎地域は 55/100 以内)

(2) 意見

① 事業成績書における経済効果の把握

平成 14 年度の補助対象先から提出される事業成績書について、下北山村には「経済効果」の記載があるが、野迫川村、大塔村、黒滝村には記載がない。前掲「27. フォレストコミュニティ総合整備事業補助金 (2) ①」と同じ。

30. 畜産物普及推進事業補助金 (表番号 63)

(1) 補助金の概要

交付先:	奈良県畜産農業協同組合連合会	所管部署:	畜産課
開始年度:	平成 4 年度	根拠規程:	畜産物普及推進事業補助金交付要綱

(単位: 千円)

	平成 12 年度 (決算)	平成 13 年度 (決算)	平成 14 年度 (当初予算)	平成 14 年度 (決算)	平成 15 年度 (当初予算)
補助金額	1,000	1,000	900	900	855
うち県負担額	1,000	1,000	900	900	855
うち国負担額	—	—	—	—	—
事業費	3,490	3,465	1,800	3,287	1,710

(補助金の目的)

県内畜産物の普及拡大を推進するため、奈良県畜産農業協同組合連合会に対し、畜産物普及推進事業に要する経費について、補助金を交付する。

(補助事業の概要)

補助対象としている経費は次のもので、補助金額は経費の2分の1以内かつ予算の範囲内である。

- 1) 県内催事参加事業に要する経費
- 2) 県外催事参加事業に要する経費
- 3) 料理講習会開催事業に要する経費
- 4) その他畜産物の普及拡大を推進する事業に要する経費

(2) 意見

① 事務事業評価調査の記載及び効果性指標について

奈良県では事務事業評価を実施しており、補助金については平成12年度に試行、平成13年度から本格実施している。平成14年度の当該補助金の事務事業評価書(平成13年度事業の評価)を閲覧した。評価書に関して気がついたことについて、意見を述べることとする。

まず、「事業の手段(実際の事業内容)」には、県内畜産フェアしか記載されていない。事業内容は3つであり、記載にさほど紙面を必要としないと思われる。他の2事業も記載すべきである。

次に、活動指標及び効果性指標も畜産フェアに関するもの(フェア参加数、知識獲得者数)である。当該事業のうち畜産フェアがメインであるのはわかるが、他の2事業についても指標の作成・評価の実施が望まれる。

- 表番号 9 適正放流促進事業補助金 【A-1】 2. に記載
- 表番号 52 フェア資源増殖促進事業補助金 【A-1】 3. に記載
- 表番号 49 中央卸売市場協会補助金 【A-2】 5. に記載
- 表番号 69 奈良県森林組合連合会育成補助金 【A-2】 6. に記載
- 表番号 11 経営構造対策推進事業補助金 【C】 17. に記載
- 表番号 53 増養殖奨励推進事業補助金 【D】 20. に記載
- 表番号 32 林業労働者退職金共済制度推進事業補助金 【D】 24. に記載

【F 補助団体の決算書確認の必要性に関する意見】

- 表番号 49 中央卸売市場協会補助金 【A-2】 5. に記載
- 表番号 16 財団法人奈良県食肉公社運営補助金 【A-3】 10. に記載
- 表番号 17 卸売会社運営補助金 【C】 15. に記載
- 表番号 18 大和平野土地改良事業管理費補助金 【D】 21. に記載
- 表番号 65 大和平野土地改良区運営費補助金 【D】 22. に記載
- 表番号 27、29、67 から 69 奈良県森林組合連合会に対する補助金 【D】 25.

III 長期継続補助金個別事業に対する意見

(記載内容の説明)

連番	表番号	所管部署	補助区分	補助金開始年度	平成14年度補助金額
補助金名	交付先				
補助金の概要					

意見

(注) 次の番号を付し意見を記載している。

- ①補助金の見直しに関する意見
- ②実績報告の明確性に関する意見
- ③要綱の明確性に関する意見

【A 補助金の見直しに関する意見】

A-1 (運営費補助) 原則として自主財源で賄うことが望ましいもの

1	102	農政課	運営費補助	昭和52年度	500千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

奈良県中央卸売市場関係事業者団体運営補助金

奈良県中央卸売市場の関係事業者の協同組織の発展を促進し、市場取引の円滑な運営を確保するため、団体が行う次の補助対象事業に要する経費について補助するものである。

(1) 経営及び技術の改善、向上等を図るための教育及び情報の提供に関する事業、(2) 消耗品及び器材等の共同購入等に関する事業、(3) その他知事が必要と認める事業

(補助金の概要は、以下2から5の補助金において同じ)

(団体の概要)

当該団体は、奈良県中央卸売市場青果卸業者25社で組織し、協同事業の実施、組合員の教育情報提供、組合員の地位向上と親睦を図り、円滑な青果物の流通達成を目的とする団体である。

①補助金の見直し(・補助金額の見直し・事務事業評価の実施)

(1) 当該団体は中小企業等協同組合法に基づき認可された非営利の組合法人であるものの、その構成員は民間営業者であり、収入の多くは自主財源(組合員賦課金及び卸売会社からの補助金等)である。

組合が実施する組合員のための協同事業は自主財源で賄うことを原則と考え、今後は、団体の活動目的・趣旨を踏まえながら補助金の減額を含めた団体の自立について検討を行うことが必要であると考えられる。(以下2から5の補助金において同じ)

(2) 当該補助金は奈良県中央卸売市場事業費特別会計からの支出である。現在は、当該特別会計事業については事務事業評価を実施していない。事務事業評価の実施が望まれる。(以下2から5の補助金において同じ)

2	103	農政課	運営費補助	昭和52年度	500千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

同上

(団体の概要)

当該団体は、奈良県中央卸売市場青果物売買参加者227社で組織し、協同事業の実施、経済的地位の向上を図り、円滑な青果物流通の機能の完成を図ることを目的とする団体である。

①補助金の見直しに関する意見は上記補助金1と同じ。なお、自主財源の主なもの「組合員分担金」である。

3	104	農政課	運営費補助	昭和52年度	500千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

同上

(団体の概要)

当該団体は、奈良県中央卸売市場水産物売買参加者58社で組織し、協同事業を行い、もって組合員の経済活動を促進し、経済的地位の向上を図り、円滑な水産物流通の機能の完成を図ることを目的とする団体である。

①補助金の見直しに関する意見は上記補助金1と同じ。なお、自主財源の主なものは「組合員分担金」である。

4	105	農政課	運営費補助	昭和52年度	500千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

同上

(団体の概要)

当該団体は、奈良県中央卸売市場水産物卸業者34社で組織し、協同事業の実施、教育・情報の提供、経済的地位の向上、相互の親睦等を図ると共に、水産物流通の円滑化を図ることを目的とする団体である。

①補助金の見直しに関する意見は上記補助金1と同じ。なお、自主財源の主なものは「組合員分担金及び協力費」である。

5	106	農政課	運営費補助	昭和52年度	500千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

同上

(団体の概要)

当該団体は、奈良県中央卸売市場の関係事業者59社で組織し、関連棟内の店舗の充実を図るとともに企業の多様化に対応するよう、教育研修活動を行うほか組合員の親睦を図ることを目的とする団体である。

①補助金の見直しに関する意見は上記補助金1と同じ。なお、自主財源の主なものは「組合員会費及び事業収入」である。

6	113	農業経営課	運営費補助	昭和53年度	300千円
---	-----	-------	-------	--------	-------

あまご養殖振興対策事業補助金

奈良県内のあまご生産及び需給調整等の総合的な改善策を図り、奈良県のあまご養殖の振興に資するため、次の事業に要する経費について2分の1以内で補助するものである。

(1) あまごの養殖技術の向上のための情報交換及び資料収集等に係る活動、(2) あまごの稚魚、成魚等の需給調整及び消費拡大等に係る活動

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）
 実施事業は、「先進地視察研修会」「生産管理技術研修及び需給調整会議」「その他の会議」で、これら事業はあまご養殖業者の営業に直結しているものである。補助金額開始からすでに25年が経過しており、県の補助金に頼るのではなく、自主的に実施することが望まれる。

7	174	林業基盤課	運営費補助	昭和38年度	300千円
---	-----	-------	-------	--------	-------

奈良県山林種苗協同組合運営費補助金
 奈良県山林種苗協同組合の育成発展を図るため、その運営に要する経費について補助しているものである。補助金額は知事が定める額としており、平成6年度以降は300千円である。

当該協同組合は林業種苗の生産を行う事業者23名で組織されており、主な事業はスギ・ヒノキの種苗を採取し、組合員に供給することである。

①補助金の見直し（・補助金額の見直し）
 当該協同組合の活動は組合員の事業に直結しているものであり、基本的には組合員の負担によるべきものと考えられる。平成14年度の事業費910千円に対し補助金300千円で33%を占めている。県は、40年以上継続して補助を続けているが、自主財源の増加策を講じることにより、補助金を見直すことが望まれる。

A-2（運営費補助）補助対象の特定や補助のあり方検討が望ましいもの

8	林業団体	林政課	運営費補助	林産関係団体5団体	総額 5,000千円
---	------	-----	-------	-----------	------------

奈良県林産関係団体育成補助金
 林産関係団体の育成を図り、もって林産業の振興発展に資するため、林産関係団体(5団体)の運営に要する経費について補助するものである。

補助金額は、当初から数回増額されたが、平成7年度以降は同額である。

①補助金の見直し、②要綱の明確性（・補助対象の特定・補助金額の見直し）
 要綱において補助目的を「林産関係団体の育成を図り、もって林産業の発展に資する」と記載されており、補助対象事業を特定せず、団体の円滑な継続的維持を支援するとして運営費を補助している。林産関係団体のすべてに補助金を交付しており、昭和47年から継続している。

現在の補助対象は団体の経常的活動に対するものが多い。経常的活動はできる限り団体の自主財源で賄うことが必要と考えられる。県の補助対象は、社会環境の変化に対応し、緊急を要する事業や新技術の研究等及び公益性が高いものと認められる事業に特定するなど、

補助のあり方も含め検討することが望まれる。

なお、以下の個別団体については、固有の問題点のみを記載する。

②実績報告書の明確性
 事業実績報告書において、経費の配分表がなく、補助金などの事業や経費に充てられたのが明確にされていない。補助金の使途記載を求め、使途の適正性を検証する必要がある。

9	165	林政課	運営費補助	昭和60年度	600千円
---	-----	-----	-------	--------	-------

(上記補助事業の個別事業)
 奈良県特用林産振興会
 交付要綱では補助対象事業を特定していないが、次の支部活動費1,000千円の一部に充当しているとのことである。(1)消費拡大事業 農業祭出店、(2)産地イメージの向上 プレナシヨウツ出品他、(3)各種品評会・研修会活動

①補助金の見直し
 現在の補助対象は経常的活動が多いと考えられる。県の補助は、例えば「各種品評会に要する経費」に特定するなど、補助金を見直しが望まれる。

10	166	林政課	運営費補助	昭和59年度	900千円
----	-----	-----	-------	--------	-------

(上記補助事業の個別事業)
 吉野林材振興協議会
 交付要綱では補助対象事業を特定していないが、次の活動の一部に充当しているとのことである。(1)林業・林産業に関する普及啓蒙、(2)学生・生徒に対して木の良さ及び木の文化の啓蒙・説明指導、(3)県外の振興協議会との交流活動、(4)都市の工務店、設計事務所(木造住宅)との懇談会及び連携強化
 同協議会の財源は会員(13森林組合、9木材協同組合、13市町村)からの会費等4,728千円及び県補助金900千円である。

①補助金の見直し
 補助対象としている活動は経常的なものが多いと考えられる。県の補助は、上記活動(2)のような具体的なものに特定するなど、補助金を見直しが望まれる。

11	167	林政課	運営費補助	昭和47年度	200千円
----	-----	-----	-------	--------	-------

(上記補助事業の個別事業)
 奈良県木材チップ生産協会
 交付要綱では補助対象事業を特定していないが、実質的には、すべての活動を対象とし、次の経費の一部に充当しているとのことである。
 事業費総額598千円のうち、(1)調査研究費181千円、(2)印刷費4千円、(3)旅費30千円、(4)通信費9千円である。

①補助金の見直し
 現在実施している調査研究の内容は、視察や総会での勉強会であるが、新用途研究等の積極的な活動に対する補助とするなど、補助金を見直しが望まれる。

12	168	林政課	運営費補助	昭和47年度	300千円
----	-----	-----	-------	--------	-------

(上記補助事業の個別事業)
 奈良県木材青年団体連合会